

学校医の解嘱及び委嘱の件

下記のとおり学校医の解嘱及び委嘱をするにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定による教育長の臨時代理により、令和7年3月24日に決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和7年4月9日提出

西宮市教育委員会
教育長 藤 岡 謙 一

記

1 解嘱

- (1) 被解嘱者 森 裕司
(甲東小学校、段上西小学校及び甲陵中学校 学校医(耳鼻咽喉科))
- (2) 解嘱年月日 令和7年3月31日
- (3) 解嘱理由 辞退申し出による。

2 委嘱

- (1) 被委嘱者 三村 昇平
(甲東小学校、段上西小学校及び甲陵中学校 学校医(耳鼻咽喉科))
- (2) 委嘱年月日 令和7年4月1日
- (3) 任期 令和7年4月1日～令和8年3月31日
ただし、再任を妨げない。

3 解嘱

- (1) 被解嘱者 高橋 雅子
(苦楽園小学校、越木岩幼稚園及び上ヶ原幼稚園 学校医(眼科))
- (2) 解嘱年月日 令和7年3月31日
- (3) 解嘱理由 辞退申し出による。

4 委嘱

- (1) 被委嘱者 伊賀 俊行(越木岩幼稚園 学校医(眼科))
- (2) 委嘱年月日 令和7年4月1日
- (3) 任期 令和7年4月1日～令和8年3月31日
ただし、再任を妨げない。

5 委嘱

- (1) 被委嘱者 佐藤 英美
(苦楽園小学校及び上ヶ原幼稚園 学校医 (眼科))
- (2) 委嘱年月日 令和7年4月1日
- (3) 任期 令和7年4月1日～令和8年3月31日
ただし、再任を妨げない。

6 委嘱理由 推薦を依頼している団体からの申し出による。

(参考1)

○提案理由

任期途中で辞退の申し出による欠員が生じたため、後任を委嘱する。

(参考2)

○学校保健安全法（抜粋）

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第23条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。